

# 令和6年度和束町保育所利用のご案内

## 1. 保育の必要性の認定

保育所は、保護者等が仕事などにより家庭で十分に保育できない場合に利用することができます。保育所を利用するためには、【保育の必要性の認定】を受けていただく必要があります。児童の「認定区分」および「保育の必要量」は次のとおりです。

認定区分	年齢	保育必要量
2号認定	満3歳以上	① 保育標準時間認定（最大11時間/日の利用が可能）
3号認定	満3歳未満 (生後6ヶ月から3歳)	② 保育短時間認定（最大8時間/日の利用が可能）

※保育必要量の認定は、保護者自らが保育標準時間認定か保育短時間認定のいずれかを希望することができますが、決定時には証明書・申立書等の客観的な資料に基づいて判断します。なお、求職中や育児休業中（継続児童のみ）の場合は、希望に関わらず保育短時間認定となります。

## 2. 利用に必要な書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（新規利用者）
- ② 現況届（継続利用者）
- ③ 父・母及び祖父母等の同居親族が保育できないことを証明する書類（詳細は別紙）  
(65才未満の同居親族の皆さんはすべて証明が必要です。)
- ④ 保育料段階決定のための所得調査同意書（継続利用者不要）
- ⑤ 誓約書（申請時に和束町に住民票がない場合に必要です。)

(令和5年1月1日に和束町以外にお住まいであった方)

保育料段階の決定に必要な書類（入所申請時に提出できない場合は後日可）

↳令和5年度市町村民税課税証明書又は令和5年度市町村民税決定通知書

※上記の書類は父母ともにお子さんの年齢に関わらず必要です。

※令和5年1月1日以降に和束町に転入された方、また住宅取得控除等を受けられた方は、必ずその旨を福祉課にお知らせください。

提出期限 … 令和6年1月31日（水）

提出先 … 役場福祉課または保育園

※期限内に入所申込書を提出されないと、令和6年4月から利用できない場合がありますのでご注意ください。

## 3. 問合せ先

和束町役場福祉課（電話78-3006 内線251）

## 保育を必要とする事由及び必要な証明書

保育所は、保護者等が仕事などにより家庭で十分保育ができない場合に、ご利用いただけます。

保育を必要とする事由	必要な証明書と添付書類	証明してもらうところ
①家庭外で働いている ・常勤・パート・アルバイト等 ・自営業 ・農業	・就労証明書	勤務先・事業所 民生児童委員 農業委員
②家庭内で家事以外の仕事をしている ・自営業 ・内職	・就労証明書	民生児童委員 内職提供者・事業所等
③病気やけが、心身に障害がある場合	・診断書（病気やけがの場合） ・身障手帳の写し等（心身に障害がある場合）	医療機関
④出産前後のため （出産予定日の2か月前から2か月後まで）	・母子手帳の写し（出産予定日がわかる箇所） ・診断書等	医療機関
⑤継続して同居の親族の介護や看護をしている	①介護・看護従事状況証明書 ②・介護を受ける親族の身障手帳や介護保険証の写し（介護の場合） ・看護を受ける親族の診断書（看護の場合）	民生児童委員 医療機関
⑥火災や風水害、震災等の災害復旧にあたって いる	・罹災証明書等	火災→消防署 自然災害等→役場
⑦求職活動中のため （申請日から3か月間）	①求職活動状況申立書 ②求職活動していることがわかるもの（ <u>2回目以降必須</u> ） （ハローワーク登録証写しや、直近1月以内の不採用通知・面接日通知等）	
⑧就学中・職業訓練中のため	①在学証明書 ②カリキュラム等	所属する学校等
⑨虐待やDVのおそれがある	①申立書 ②公的機関から発行された証明等	相談所・センター等
⑩育児休業前から既に保育所を利用している子どもの継続利用が必要な場合 （新規入所はできません）	・育児休業取得がわかる書類等	勤務先等
⑪その他（上記に類する状態として町長が認める場合）	・状況が確認できる書類・申立書 等	各種証明機関等